

# 宮城県産業別最低賃金《改定のお知らせ》

宮城県内の特定産業（①鉄鋼業、②電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業 及び ③自動車小売業の3業種）で働く労働者に適用される産業別最低賃金は、下記のとおり改定されます。

## 1 宮城県鉄鋼業最低賃金

時間額 **798**円 （788円より10円引上げ）

発効日 **平成25年12月15日**

## 2 宮城県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、 情報通信機械器具製造業最低賃金

時間額 **757**円 （749円より8円引上げ）

発効日 **平成25年12月19日**

## 3 宮城県自動車小売業最低賃金

時間額 **763**円 （754円より9円引上げ）

発効日 **平成25年12月15日**

詳細については、宮城労働局労働基準部賃金室（022-299-8841）又は、最寄りの労働基準監督署にお問い合わせください。

仙台労働基準監督署	022-299-9075	大河原労働基準監督署	0224-53-2154
石巻労働基準監督署	0225-22-3365	瀬峰労働基準監督署	0228-38-3131
古川労働基準監督署	0229-22-2112		

# 宮城県の最低賃金

宮城県最低賃金	最低賃金額	効力発生日
	時間額	24.10.19
	685円	
696円	25.10.31	

宮城県最低賃金は県内の事業場で働くすべての労働者（臨時、パートタイマー、アルバイト等含む。）に適用されます。

次の業種に該当する事業場で働く労働者には、以下の宮城県産業別最低賃金が適用されます。

宮城県産業別最低賃金 業種は日本標準産業分類による。	最低賃金額	適用除外労働者 (この欄に掲げる労働者は、上記の宮城県最低賃金が適用になります。)	効力発生日
	時間額		
<b>鉄鋼業</b> <small>鉄鋼業(高炉による製鉄業、鋳鉄铸件製造業(鑄鉄管、可鍛鑄鉄を除く)、可鍛鑄鉄製造業、その他の鉄鋼業及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。以下同じ。)</small> 又は <small>純粋持株会社(管理する全子会社を通じての主要な経済活動が鉄鋼業に分類されるものに限る。)</small>	788円	(1) 18歳未満又は65歳以上の者 (2) 雇入れ後3月未満の者であって、技能習得中のもの (3) 清掃又は片付けの業務に主として従事する者	24.12.15
	798円		25.12.15
<b>電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業</b> <small>電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業、情報通信機械器具製造業又は純粋持株会社(管理する全子会社を通じての主要な経済活動が電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業又は情報通信機械器具製造業に分類されるものに限る。)</small>	749円	(1) 18歳未満又は65歳以上の者 (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの (3) 次に掲げる業務に主として従事する者 イ 清掃又は片付けの業務 ロ 手作業による包装、袋詰め、箱詰め又は運搬の業務 ハ 手作業による部品の差し、曲げ若しくは切りの業務又は目視による検査の業務 ニ 部品の組立て又は加工の業務のうち、手作業により又は手工具若しくは小型電動工具を用いて行う組線、巻線、かしめ、取付け又は穴あけの業務	24.12.15
	757円		25.12.19
<b>自動車小売業</b> <small>自動車小売業(二輪自動車小売業(原動機付自転車を含む)を除く。以下同じ。)、当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粋持株会社(管理する全子会社を通じての主要な経済活動が自動車小売業に分類されるものに限る。)</small>	754円	(1) 18歳未満又は65歳以上の者 (2) 雇入れ後3月未満の者であって、技能習得中のもの (3) 清掃又は片付けその他これらに準ずる軽易な業務に主として従事する者	24.12.15
	763円		25.12.15

注1 次に掲げる賃金は、最低賃金の計算には含まれません。

(1) 精皆勤手当 (2) 通勤手当 (3) 家族手当 (4) 賞与等 (5) 時間外・休日・深夜手当

注2 日給者・月給者・歩合給者等の賃金については、1時間当たりの賃金額が、最低賃金の時間額を下回ってはけません。

詳細については、宮城労働局労働基準部賃金室(022-299-8841)又は、最寄りの労働基準監督署へお問い合わせください。

仙台労働基準監督署 022-299-9075

大河原労働基準監督署 0224-53-2154

石巻労働基準監督署 0225-22-3365

瀬峰労働基準監督署 0228-38-3131

古川労働基準監督署 0229-22-2112

# 宮 城 労 働 局

## 実際の賃金と最低賃金との比較方法

実際の賃金が最低賃金額以上になっているかどうかを調べるには、次の方法で比較します。

- 1 時間給の場合・・・宮城県の最低賃金とそのまま比較します。
- 2 日給の場合・・・日給を1日の所定労働時間数で除し、時間当たりの金額と宮城県の最低賃金を比較します（日によって所定労働時間数が異なる場合には、1週間における1日平均所定労働時間数で除します。）。
- 3 月給の場合・・・月給を1か月の所定労働時間数で除し、時間当たりの金額と宮城県の最低賃金を比較します（月によって所定労働時間数が異なる場合には、1年間における1か月平均所定労働時間数で除します。）。

(例)

宮城県最低賃金（時間額 696円）が適用される事業場で働くAさんの労働条件を、月給 120,000 円、1日の所定労働時間 8 時間、年間所定労働日数 258 日とします。

$$\frac{\text{月給 } 120,000 \text{ 円} \times 12 \text{ ヶ月}}{8 \text{ 時間} \times \text{年間所定労働日数 } 258 \text{ 日}} \div 697 \text{ 円} > 696 \text{ 円}$$

この場合は最低賃金額以上になっています。